

港区学童クラブ入会基準の一部改正について

区は、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平・公正に学童クラブの入会調整ができるよう、必要に応じて港区学童クラブ入会基準を見直し、改正しています。

学童クラブの申込み状況を踏まえ、より適切な入会調整を行うため、令和8年度の港区学童クラブ入会基準の一部を改正します。

1 改正の内容

(1) 基準指数10「特例」について、基準指数を廃止

現行の基準では、5～22点の基準指数を設定していますが、基準指数を廃止し、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに学童クラブの利用が必要と認められる場合は、入会順位にかかわらず、入会措置をとる場合がある旨の記載に改正します。

(2) 調整指数5「生計中心者」の説明を追加

生計中心者は失業や就労等状況によって変わるため、入会申込み時点の生計中心者とします。

(3) その他表現の修正

調整指数8の「双子以上」の表記を「多胎児」に変更します。

2 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月1日 入会案内の配布（ホームページ及び関係施設等での周知）

令和8年 1月5日 入会受付開始（郵送・電子は1月26日、持参は2月2日まで）

2月下旬 入会選考結果の通知

8 学童クラブ入会基準（基準指数・調整指数・優先順位）

【指数の算出方法】

保護者2名の基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

※ ひとり親世帯（単身赴任世帯含む）の場合には、父又は母の基準指数に20を加え、さらに調整指数を合算します。なお、ひとり親世帯の証明書類の提出がない場合は、基準指数及び調整指数の加点はありません。

※ 指数の高い方から入会を内定します。同一指数となった場合には優先順位をもとに選考します。

基準指数

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が家庭において児童の保護に当たれない場合）			基準 指数
	類型	細目		
1	就 労	月 20 日以上 の就労	1 日 8 時間以上又は月 160 時間以上の就労を常態としている	20
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている	17
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている	14
		月 16 日以上 の就労	1 日 8 時間以上の就労を常態としている	17
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている	14
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている	11
		月 12 日以上 の就労	1 日 8 時間以上の就労を常態としている	14
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている	11
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている	8
		上記に該当しないが、月 4 8 時間以上の就労を常態としている		
2	出 産	出産（出産予定月を中心に前後 2 か月、計 5 か月まで）		12
3	疾 病	入院（概ね 1 か月以上にわたり、入院又は入院を予定している場合）		22
		居宅内療養	常時病臥（概ね 1 か月以上、1 日の大半を病床に臥し、原則医師の診療を継続して受けている場合）、感染性疾患、重度の精神性疾患（精神障害者保健福祉手帳 2 級程度以上）	20
			常時安静を要する（少なくとも 2 週間に 1 回は通院を必要とする病状にあり、医師から安静又は安静に近い療養を指示されている場合）	14
			一般療養（上記のいずれにも該当しないものの、児童の保護に支障があると認められる状態）	11
4	障 害	身体障害者手帳 1 ・ 2 級、愛の手帳 1 ～ 3 度、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級程度		20
		身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度		14
		身体障害者手帳 4 級		8
5	介 護 看 護	月 20 日以上 の介護・看護	1 日 8 時間以上の介護・看護	17
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の介護・看護	14
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の介護・看護	11
		月 16 日以上 の介護・看護	1 日 8 時間以上の介護・看護	14
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の介護・看護	11
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の介護・看護	8

		月12日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求 職	求職のため、日中外出を常態としている		2
7	就 学	月20日以上 の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		月16日以上 の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
8	育児休業	育児休業中で年度内に職場復帰（ただし、4月1日から6月末までに復帰予定の場合は、復帰後の就労形態に応じた基準指数を適用）		10
		育児休業中		8
9	災 害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合		20
改正前	10	特例	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要など、明らかに保護に欠けると認められる場合	5～22

削除

改正後（注）児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合など、明らかに保護が必要と認められる場合は、入会順位にかかわらず、入会措置をとる場合があります。

- ※ 就労時間には、休憩時間を含みます。
- ※ 入会要件が2項目以上にわたる場合は、基準指数の高い方を適用します。
- ※ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します（やむを得ない理由による場合はご相談ください。）。ただし、育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間までの勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。なお、入会後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、入会が取消しとなる場合があります。

調整指数

番号	条件		調整指数
1	生活保護受給世帯		+8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯		+8
3	入会申請児童に障害がある場合	（1）身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級	+12
		（2）身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度又は精神障害者保健福祉手帳3級	+8
		（3）その他上記に準ずる障害があると認められる人 ※ 医師の診断書（意見書）・障害福祉サービス受給者証がある人、区立小学校の特別支援教室又は通級指導学級に通う人が対象	+4
4	同居の児童に障害がある場合		+2

5	改正前	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため日中外出を常態の世帯（ひとり親世帯は除く）	+ 3
5	改正後	申込み時点の生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため日中外出を常態の世帯（ひとり親世帯は除く）	+ 3
6	ひとり親世帯（単身赴任世帯含む）		+ 2
7	入会申請児童の学年 （小学校5・6年生の加算なし）	（1）小学校1年生	+ 6
		（2）小学校2年生	+ 4
		（3）小学校3年生	+ 2
		（4）小学校4年生	+ 1
8	改正前	双子以上の申請をしている世帯（入会希望の申請児童に限る）	+ 1
8	改正後	多胎児の申請をしている世帯（入会希望の申請児童に限る）	+ 1
9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合		+ 1
10	前年度平日の学童クラブ出席率が40%未満の児童（9月から11月を基準とする）		- 2
11	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯 ※ 基準指数の類型が「介護・看護」に該当する場合のみ対象となります。		+ 3
12	大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない者		- 3
13	港区外住民登録世帯（DV等やむを得ない理由で港区に住民登録ができない場合を除く）		- 3
14	保護者の帰宅時刻（夜間勤務の場合は適用しない）	（1）14時30分よりも前の場合	- 6
		（2）16時よりも前の場合	- 4
		（3）17時よりも前の場合	- 2

7	選考対象の学童クラブに同居の児童が入会済みの場合
8	選考対象の学童クラブに同居の児童が同時申請の世帯
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
10	保護者が港区に引き続き居住している年数が長い世帯 （市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時移転前及び一時移転の期間も居住年数に含む）

優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位による。

1	入会申請児童が学年の低い児童
2	ひとり親世帯・両親不存在
3	疾病世帯
4	障害者世帯（申請児童が障害を有する場合を含む）
5	就労世帯
6	前年度の出席率が高い児童（9月～11月を基準とする）